



事例から考える

医療法人制度のリスクと解決策

【第3回】

事例から考える医療法人制度のリスクと解決策

表 医療法人Aの貸借対照表

勘定科目	元帳残高	時価
現金・預金	492,100,000	492,100,000
医業未収金	171,050,000	171,050,000
棚卸資産	6,978,010	6,978,010
その他の流動資産	8,714,200	8,714,200
【流動資産合計】	678,842,210	678,842,210
建物	314,550,000	486,652,000
建物付属設備	289,190,000	
構築物	34,114,900	34,114,900
器具備品	26,346,100	26,346,100
土地	271,217,900	564,233,200
保険積立金	22,640,950	14,110,800
長期貸付金	11,321,700	11,321,700
その他の資産	6,325,000	2,245,000
【固定資産合計】	975,706,550	1,139,023,700
繰延資産	1,047,100	0
【資産合計】	1,655,595,860	1,817,865,910

勘定科目	元帳残高	時価
買掛金	16,817,100	16,817,100
未払費用	16,698,500	16,698,500
短期借入金	60,000,000	60,000,000
患者預り金	15,183,800	15,183,800
従業員預り金	9,676,200	9,676,200
【流動負債合計】	118,375,600	118,375,600
長期借入金	145,263,000	145,263,000
長期未払金	7,133,000	7,133,000
【固定負債合計】	152,396,000	152,396,000
資本金	4,000,000	4,000,000
繰越利益金	1,499,199,860	1,661,469,910
(うち当期利益)	103,943,000	103,943,000
【資本の部合計】	1,503,199,860	1,665,469,910
【負債・資本合計】	1,655,595,860	1,817,865,910

由診療の診療報酬は、社会保険診療報酬に準じて計算しなければい

けませんし、室料差額の取れる病床数は全体の3割までなので、その

事業承継の大きな課題となる 出資持分の相続と払い戻し

株式会社川原経営総合センター 取締役(会計業務部門統括)

海江田鉄男

CASE 3

医療法人のオーナーシップの拠り所とも言える出資持分。法人経営の成果とも言えるものだけに、取り扱いにはデリケートな問題も伴う。医療法人Aでは相続税負担を考慮し、特定医療法人への移行を決め、準備は順調に進んでいたものの、直前になって理事長夫人から、出資持分放棄に対する異議申し立てがなされた。

こうした毎日を繰り返しながら病院の経営を支えてきたのが、医療法人の理事長ではないでしょうか。それだけに、出資持分は、オーナー権の象徴であるとともに、評価額が増えることは、理事長をはじめとする出資者がつくり上げてきた病院の成果とも言えます。ただし、相続となると、その評価額の増加が裏目に出ます。

医療法人Aは、現理事長から長男に世代交代を行う際の相続税負担を考慮し、特定医療法人への移行を決めました。医療法人Aの貸借対照表が表です。法人の時価純資産額は16億6500万円。年間収入金額は18億円ですから、財務状況は極めて良好です。積極的な投資が少ないのは、世代交代を考えた、長男を中心に検討を進めているからです。

資本金400万円の内訳は、理事長260万円、理事長夫人100万円、長男30万円、長女10万円です。ご子息には贈与税を払い、持分を渡しています。理事長に万一のことが生じた場合には1億2200万円の相続税が発生し、その次の夫人の相続の段階では2億650万円の相続税がかかる想定され

調整も必要です。さらに、社会保険診療報酬が全体の収入の8割以上を占めることも要件となり、これもクリアしなければなりません。理事や社員の入れ替え候補や評議員の選出候補も出そろい、本格的な事務作業に入ろうとしたとき、いつもは理事長や長男を立てる理事長夫人が、異議を申し立てました。その理由は、次のようなものです。

「特定医療法人になることに反対はしませんが、出資持分の放棄はせず、私も娘も払い戻しを請求します。私は主人に従い、貯蓄も財産もありません。娘は障害者なので、将来も病院で世話してもらう必要がありますが、長男の足手まといにはなれません。払い戻しを受け、病院土地の一部を購入すれば、娘は病院から離れずに暮らせます。土地が無理なら、賃貸マンションを建てようと思います」

長男は、自分が面倒を見ると主張しますが、理事長夫人は譲りません。経済的な裏打ちがあつてはじめて対等な関係がつけられるのですから、当然でしょう。理事長夫人と長女への出資持分払い戻し額は、時価純資産額をも

ています。つまり、このままだと相続税が合計で3億円以上になるとの説明を受け、特定医療法人への移行を決定したそうです。

医療法人の純資産額が多い割には、相続税が少ないと思われる方もいるでしょう。従業員が50人以上でかつ資産合計が10億円以上であれば「大会社」として類似業種比準価額を利用し、医療法人の出資持分を計算できる仕組みを用いているからです。もちろん経済情勢によっては、相続税評価額に基づく純資産価額で評価したほうが安くなることもあります。このケースでは一次二次合わせて6億5000万円を超えます。

相続税対策が難しいのは、長期スパンで考えなければならぬからです。想定していた類似業種比準価額が変動したり、相続税法そのものが大きく変わること、当初のシミュレーションが役に立たなくなることもあります。

出資持分の放棄は家族であっても難しい

特定医療法人に移行するには、申請の前年度から準備を進めなければなりません。自賠責保険や自賠責補償金に準じた約4億5800万円。払い戻しは配当所得となりますから、1億9100万円が税金となり、手元に残るのは2億6700万円。それでも理事長夫人は病院土地の40%持分を買取りたいと申し出ました。40%で2億2569万円ですから、不動産取得税も登記費用も賄うことができず。最も重要な地代をいわゆる「時価の6%」で計算し、1354万円としてきました。建物を所有すると、修繕費用の分担や取り壊し・改築が生じることから、将来的にも最もリスクの少ない地代確保となったのでしょうか。周到な準備と計算が行われていたようです。

結局、病院は約3億円を銀行から借り入れて払い戻しに応じ、土地の売買も終了させました。特定医療法人のほうは、相続税負担が軽減されたこともあり、落ち着いてから再度、取り組むこととなりました。

出資持分は、相続と出資戻しという2つの課題を抱えています。たとえ血のつながった親子であってもトラブルは尽きませんので、事業承継にあたっては細心の注意が必要です。